

## 「京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正（中間案）」について 意見を募集します

工場や事業場からの汚水等の排出や地下浸透については、水質汚濁防止法に基づき全国一律の規制が行われていますが、京都府では、京都府環境を守り育てる条例に基づいて法の規制対象以外の事業場を対象に独自の規制基準等を設定し、排出水の濃度規制や地下浸透禁止措置などを行っているところです。

本年5月、水質汚濁防止法施行令等が一部改正され、法による排出水及び地下浸透規制の対象物質に1,4-ジオキサン等が新たに追加されました。

京都府ではこれを踏まえ、「京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正について」を京都府環境審議会に諮問し、同規則による1,4-ジオキサンの排水基準の設定等について検討を進めているところです。

この度、京都府環境審議会における審議を踏まえ中間案をとりまとめましたので、これに関して御意見がございましたら下記によりお寄せください。

### 記

#### 1 意見募集期間

平成24年10月9日（火）から平成24年11月2日（金）まで

#### 2 意見の送付方法

- 郵便、ファックス、電子メールのいずれかの方法で「京都府文化環境部環境・エネルギー局環境管理課」あてにお送りください。（様式は自由です）
- 御意見の内容を確認させていただくこともありますので、差し支えなければ、住所、氏名、電話番号を合わせてお知らせください。
- なお、恐れ入りますが、電話での意見提出は御遠慮願います。

##### (1) 郵送の場合

〒602-8570（専用番号のため住所記載不要）

京都府文化環境部環境・エネルギー局環境管理課 あて

##### (2) ファックスの場合

ファックス番号：075-414-4710

##### (3) 電子メールの場合

kankyoka@pref.kyoto.lg.jp

#### 3 公表資料

「京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正（中間案）について」

※公表資料は、京都府ホームページでもご覧いただけます。

(<http://www.pref.kyoto.jp/suishitu/1347495257880.html>)

#### 4 問い合わせ先

京都府文化環境部環境・エネルギー局環境管理課

電話番号：075-414-4711【直通】

■様式は自由ですが、よろしければお使いください。

ファックス：075-414-4710

郵送：〒602-8570 京都府文化環境部環境・エネルギー局環境管理課（住所記載不要）

## 「京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正（中間案）」への意見記入用紙

「京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正（中間案）」に対する御意見や御感想、御提案などを自由にお書きください。

御意見の内容を確認させていただくこともありますので、差し支えなければ、住所、氏名、電話番号をお書きください。

住所	〒		
氏名		電話番号	

※意見募集期間：平成24年10月9日（火）から平成24年11月2日（金）まで

# 京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正（中間案）について

## □ 京都府における排水規制等の概要

工場や事業場からの汚水等の排出や地下浸透については、水質汚濁防止法に基づき全国一律の規制が行われていますが、京都府では、京都府環境を守り育てる条例に基づいて法の規制対象以外の事業場（条例規制対象事業場）を対象に独自の規制基準等を設定し、排出水の濃度規制や地下浸透禁止措置などを行っているところです。

## □ 改正の背景

平成24年5月、国において水質汚濁防止法施行令及び排水基準を定める省令が一部改正され、次のとおり水質汚濁防止法に基づく有害物質及び排水基準が新たに追加されました。

### 国による改正の概要

#### ① 地下浸透禁止の対象となる有害物質の追加

トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンを有害物質に追加

#### ② 排水基準対象物質の追加

1,4-ジオキサンについて、排水基準を設定

物質名	排水基準	(参考) 改正前
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	－（設定なし）

これらを踏まえ、京都府では「京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正について」を京都府環境審議会に諮問し、同規則による1,4-ジオキサンの排水基準の設定等について検討を進めています。

この度、審議会での審議を経て、同規則の一部改正について別添のとおり中間案を取りまとめました。

## □ 中間案の内容

### 府条例施行規則の改正の概要（案）

#### ① 地下浸透禁止物質の追加

国の改正と同様に、トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンを、条例規制対象事業場における地下浸透禁止の対象とする。

#### ② 排水に係る規制の追加

1,4-ジオキサンについて、国の改正による排水基準と同じ基準を設定し、条例規制対象事業場に適用する。

物質名	排水基準（許容限度）案
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

## □ 参考1 これまでの検討状況及び今後の予定

- 平成24年8月 府環境審議会に諮問  
9月 同環境管理部会において中間案の審議  
10月 パブリック・コメント実施  
11月 同環境管理部会における答申案の審議  
12月 府議会に審議結果を報告  
平成25年1月 京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正・施行

## □ 参考2 これまでの検討状況及び今後の予定

化学物質名	物質の特性
トランス-1,2-ジクロロエチレン	主に化学工業において染料や香料の製造溶剤等として使用。吸入による吐き気、嘔吐など人への健康影響が確認されている。
塩化ビニルモノマー	主に化学工業等においてポリ塩化ビニル等の合成原料として使用。人に対する発がん性が指摘されている。
1,4-ジオキサン	主に化学工業等において有機合成反応溶剤として使用。人に対する発がん性が指摘されている。

京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正について  
(中間案)

## 1 はじめに

### (1) 国の動向

これまでの人の健康の保護に関する知見の集積、公共用水域及び地下水における検出状況等の推移を踏まえ、平成 21 年 11 月、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（以下「水質環境基準」という。）に 1,4-ジオキサンが、また、地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「地下水環境基準」という。）に 1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び 1,4-ジオキサンが、それぞれ新規項目として追加された。

項目名	水質環境基準	地下水環境基準
1,2-ジクロロエチレン	－（設定なし）	0.04mg/L
塩化ビニルモノマー	－（設定なし）	0.002mg/L
1,4-ジオキサン	0.05mg/L	0.05mg/L

これを受けて、環境大臣は中央環境審議会会長に対して、「水質汚濁防止法に基づく排水水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」諮問し、平成 23 年 2 月（第 1 次）及び平成 24 年 3 月（第 2 次）に答申された。

本答申を踏まえ、平成 24 年 5 月に水質汚濁防止法施行令及び排水基準を定める省令が一部改正され、次のとおり水質汚濁防止法に基づく有害物質及び排水基準が追加された。

国による改正の主な内容 ※平成24年5月		
① 有害物質の追加、特定地下浸透水の浸透の制限		
トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び 1,4-ジオキサンを有害物質に追加、特定地下浸透水の浸透の制限の対象とした。		
※トランス-1,2-ジクロロエチレンについては、既に規定されていたシス-1,2-ジクロロエチレンと合わせ、1,2-ジクロロエチレンとして規定		
② 排水基準の追加		
1,4-ジオキサンについて、排水基準（以下「一律排水基準」という。）を設定		
項目名	一律排水基準	(参考) 改正前
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	－（設定なし）
※経過措置 ・既設特定事業場に対する適用猶予期間：6 月間 ・指定業種に係る暫定基準あり		

今回、京都府環境審議会環境管理部会では知事からの諮問を受け、京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正について検討を行った。

### (2) 京都府における排水規制等の状況

#### ① 排水規制

京都府では、府民の健康の保護と生活環境保全の観点から、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和 46 年条例第 37 号。以下「上乘せ条例」という。）

により、閉鎖性水域の事業場に対して、有害物質等の一部項目について水質汚濁防止法の一律排水基準よりも厳しい排水基準（以下「上乗せ排水基準」という。）を設定している。

また、水質汚濁防止法の特定事業場以外の事業場についても、京都府環境を守り育てる条例（平成7年条例第33号。以下「環境条例」という。）で定める特定施設を設置する事業場（以下「条例特定事業場」という。）に対して、同条例により、水質汚濁防止法及び上乗せ条例と同じ排水基準を設定している。

## ② 地下浸透規制

さらに、土壌及び地下水の汚染を防止するため、環境条例により、原則として有害物質等を地下浸透禁止物質に設定し、水質汚濁防止法の特定事業場及び条例特定事業場からの有害物質等を含む汚水の地下浸透を規制している。

## 2 京都府内の水質の状況

### (1) 公共用水域

公共用水域の水質測定計画に基づき、国、京都府及び京都市が府内河川等の水質調査を実施している。平成21年度から平成23年度までの調査結果は次のとおりであり、1,4-ジオキサンについて一部地点で検出例があるが、いずれの項目についても、環境基準の超過はない。

表 2-1 公共用水域の水質測定結果

単位：mg/L

項目名	年度	検出／測定 地点数	測定結果	基準超過 地点数	環境基準
トランス- 1,2-ジクロロエチレン	H21	0/27	<0.004	0	0.04 (指針値)
	H22	0/27	<0.004	0	
	H23	0/26	<0.004	0	
シス- 1,2-ジクロロエチレン	H21	0/88	<0.004	0	0.04
	H22	0/87	<0.004	0	
	H23	0/88	<0.004	0	
塩化ビニルモノマー	H21	0/3	<0.0002	0	0.002 (指針値)
	H22	0/3	<0.0002	0	
	H23	0/3	<0.0002	0	
1,4-ジオキサン	H21	0/27	<0.005	0	0.05
	H22	1/85	<0.005 ~ 0.005	0	
	H23	1/76	<0.005 ~ 0.005	0	

### (2) 地下水

地下水の水質測定計画に基づき、国、京都府及び京都市が府内井戸等の水質調査を実施している。平成21年度から平成23年度までの調査結果は次のとおりであり、1,2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマーについて一部地点で検出例があるが、いずれの項目についても、環境基準の超過はない。

表 2-2 地下水の水質測定結果

単位：mg/L

項目名	年度	検出／測定 地点数	測定結果	基準超過 地点数	環境基準	
1,2-ジクロロエチレン	H21	—	—	—	—	
	H22	2/27	<0.004 ~ 0.023	0	0.04	
	H23	1/37	<0.004 ~ 0.012	0		
	シス- 1,2-ジクロロエチレン	H21	1/41	<0.004 ~ 0.007		0
	シス- 1,2-ジクロロエチレン	H22	2/27	<0.002 ~ 0.021	—	—
		H23	1/37	<0.002 ~ 0.010	—	
		トランス- 1,2-ジクロロエチレン	H21	—	—	
	トランス- 1,2-ジクロロエチレン	H22	0/27	<0.002	—	
		H23	0/37	<0.002	—	
塩化ビニルモノマー	H21	—	—	—	0.002	
	H22	2/27	<0.0002 ~ 0.0015	0		
	H23	0/37	<0.0002	0		
1,4-ジオキサン	H21	—	—	—	0.05	
	H22	0/26	<0.005	0		
	H23	0/37	<0.005	0		

### 3 京都府内の使用実態

年間取扱量が 1 トン以上などの要件に該当する事業者等については、PRTR 法に基づき届出がされている。今回追加された有害物質に係る平成 21 年度及び平成 22 年度の届出状況は次のとおりである。

#### (1) トランス-1,2-ジクロロエチレン

平成 21 年度は届出されていない。平成 22 年度以降、届出対象物質から除外されている。

#### (2) シス-1,2-ジクロロエチレン

平成 21 年度は 71 事業場、平成 22 年度は 73 事業場から届出されている。公共用水域への排出量は、それぞれ 305kg 及び 192kg である。

#### (3) 塩化ビニルモノマー

平成 21 年度及び平成 22 年度ともに届出されていない。

#### (4) 1,4-ジオキサン

平成 21 年度に 1 事業場から届出されている。公共用水域への排出量は 0kg である。

### 4 京都府における排水規制等のあり方

#### (1) 上乗せ排水基準

1,4-ジオキサンについては、府内の公共用水域で検出された例はあるもののわずかに検出されている状況であって、環境基準を満足していることから、直ちに上乗せ条例による上乗せ排水基準を設定する必要はないものと考えられる。



## (2) 条例排水基準

条例特定事業場に対しても、原則として水質汚濁防止法の特定事業場と同じ排水基準を適用することとしており、1,4-ジオキサンについても、同様とすることが適当である。

## (3) 汚水の地下浸透規制

水質汚濁防止法の有害物質は、原則として環境条例による地下浸透禁止物質に指定しているところであり、今回追加されたトランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンについても、土壌及び地下水汚染の未然防止の観点から、従来の有害物質と同様に地下浸透規制を行うことが適当である。

## 5 京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正について

4を踏まえ、京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成8年規則第5号）別表第4の4（汚水に係る規制基準）（その1）及び別表第5（地下浸透禁止物質）を「条例施行規則の改正イメージ」（添付資料）のとおり改正することが適当である。

### 条例施行規則の改正イメージ

京都府環境を守り育てる条例施行規則を下記のとおり一部改正する。

記

- 1 別表第4の4（汚水に係る規制基準）（その1）に、次のとおり1,4-ジオキサンの許容限度（排水基準）を追加する。

物質の種類	許容限度
1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム

※国の設定方法を参考に必要な経過措置を設ける。

- 2 別表第5（地下浸透禁止物質）に、トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンを追加する。

（参考）

別表第4（第5条関係）

4 汚水に係る規制基準

（その1）

区分	物質の種類	許容限度	
		適用区域	
特定工場等の規模	（略）	（略）	1,4-ジオキサン
	（略）	（略）	すべての区域
	（略）	（略）	1リットルにつき 0.5ミリグラム
	排水量500立方メートル未満		
排水量500立方メートル以上 2,000立方メートル未満			
排水量2,000立方メートル以上			
新設特定工場等			

別表第5（第6条関係）

地下浸透禁止物質

1～12（略）
13 <u>1,2-ジクロロエチレン</u>
14～24（略）
25 <u>塩化ビニルモノマー</u>
26 <u>1,4-ジオキサン</u>
27～32（略）